

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第7号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表20の項中「6,500円」を「6,600円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同表37の項中「1万7,000円」を「1万8,000円」に改め、同表54の項中「7,600円」を「7,900円」に改め、「以下」の次に「この項、58の項及び82の項において」を加え、「7,100円」を「7,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同表58の項中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同表82の項中「2万700円」を「2万1,400円」に、「2万200円」を「2万900円」に改め、同表203の項中「第36条の6第1項第1号」を「第36条の7第1項第1号」に、「2万600円」を「2万700円」に改め、同表205の項及び208の項中「第36条の6第1項第1号」を「第36条の7第1項第1号」に改め、同表236の項中「5,900円」を「6,000円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同表237の項中「2,600円」を「2,700円」に改め、同表238の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表261の項中「1万7,900円」を「1万8,200円」に、「1万1,900円」を「1万2,100円」に、「2,900円」を「3,100円」に、「8,900円」を「9,200円」に改め、同表343の項及び348の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表420の項中「1万9,200円」を「1万9,300円」に改め、同表421の項中「1万7,700円」を「1万7,900円」に改め、同表436の項中「6,800円」を「6,900円」に改め、同表437の2の項中「1万2,300円」を「1万2,700円」に改め、同表443の5の項中「9,700円」を「9,800円」に改め、同表460の7の項中「8,600円」を「8,700円」に改め、同表460の8の項及び460の9の項中「1万1,000円」を「1万2,000円」に改め、同表479の項中「3万8,000円」を「3万9,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表203の項の改正規定（「第36条の6第1項第1号」を「第36条の7第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに同表205の項及び208の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に申請等を受け付けた別表236の項から238の項まで、420の項、436の項、437の2の項及び443の5の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。